

平成22年 第18回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成22年12月2日(木)
開会 午後3時00分 閉会 午後3時42分
- 2 場 所 大宮庁舎4階 第2・3会議室
- 3 出席委員名 上羽敏夫、文珠清道、森益美、小松慶三、米田敦弘
- 4 欠席委員名 なし
- 5 説明者 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 高橋忠彰、学校教育課長 藤村信行、
社会教育課長 安達忠行、文化財保護課長 吉田誠、総括指導主事 後藤幸雄
- 6 書 記 教育総務課長補佐 味田伸一
- 7 議 事
 - (1) 議案第92号 京丹後市教育委員会事務委任規則の一部改正について
 - (2) 議案第93号 京丹後市教育長の権限に属する事務の一部を校長に委任する訓令の一部改正について
 - (3) 議案第94号 「公共ホール音楽活性化アウトリーチ・フォーラム事業3グループの演奏者による まごころコンサート」に係る後援について
- 8 その他
 - (1) 諸報告
 - ① 「共催」・「後援」申請に係る11月期承認について
 - ② 「(仮称)中東和平プロジェクト in 京丹後」実行委員会について

〈教育理事〉

 - ① 平成23年度教職員人事異動方針及び実施要綱について
 - (2) 各課報告

〈教育総務課〉

〈学校教育課〉

 - ① 12月学校行事予定について

〈社会教育課〉

- ① 平成22年度第3回京丹後市社会教育委員会議について
- ② 第19回久美浜地域「子どもの主張」発表大会について
- ③ 第46回久美浜湾一周駅伝競走大会について
- ④ 第26回京丹後市はしうど杯卓球選手権大会について
- ⑤ 第50回全国体育指導委員研究協議会について
- ⑥ 平成22年度京都府社会教育研究大会について
- ⑦ 平成22年度京丹後市PTA協議会研究大会について

<文化財保護課>

- ① 京丹後市中学校社会科副読本作成委員会の設置について

(3) その他

9 会 議 録 別添のとおり (全7頁)

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成23年1月4日

委員長 上羽 敏夫

署名委員 森 益美

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会委員長 上羽敏夫

〔被招集者〕 文珠清道、森益美、小松慶三、米田敦弘

〔説 明 者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 高橋忠彰、学校教育課長 藤村信行、
社会教育課長 安達忠行、文化財保護課長 吉田誠、総括指導主事 後藤幸雄

〔書 記〕 教育総務課長補佐 味田伸一

〈上羽委員長〉

ただ今から「平成22年 第18回京丹後市教育委員会定例会」を開会致します。

師走を迎えましたが、我が国の政治・経済は、混沌としていて、先行きの見えない閉塞感が漂っています。閑散とした商店街に若者達の元気な姿が見られなくなり、価値観の多様性ではと片付けられない寂しさを感じております。

さて、平成20年11月に答申をいただきました「学校再配置」につきましては、今年を京丹後市の教育改革元年にしようと教育委員会では一生懸命取り組んできました。

市議会でも、本市教育のあり方について真剣に討議して頂いておりますが、教育委員会でも最良の案ですと提出しましたが、教育的な視点と地域的・行政的な観点から考察された場合は、どうしても接点が見いだせない部分が生じてきます。川の河口付近に「汽水域」という部分が発生し、真水と塩水が混じり合って境目が解らない所があるそうです。

様々な価値観を持った人達と触れ合うなかで、未来の京丹後市教育が目指す有り様を真剣に話し合っただけでまいりました。いよいよ、12月の本会議最終日には「学校再配置（案）」を議決して頂くことになりました。結果については真摯に受けとめまして、新しい学校づくり、新たな地域づくりに努力していきたいものでございます。

委員長としての行事出席等につきましては、11月14日アミティ丹後で小町ロマン短歌大会へ、16日は丹後地教委連の視察研修で小野市へ、28日は市PTA協議会研究大会へ、30日は市議会定例会初日で出席をいたしました。

本日の議案は3件でございます。委員各位の活発なご議論をお願いしまして開会のご挨拶と報告とさせていただきます。

次に米田教育長から、第17回教育委員会定例会開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をお願いいたします。

〈米田教育長〉

皆さんこんにちは。定例会、今年は最後になります。よろしくお願いいたします。

委員長が言われましたけれども、12月議会が始まりました。教育委員会関係のたくさんの方の質問をいただいています。今、各課で資料準備や答弁材料を整えていただいている最中です。誠意を持ってお答えして、教育委員会の方向性も理解してもらいたい、そういう答弁をしていきたいと思っています。

貴重な時間をいただきまして、3点についてお知らせとご報告をさせていただきます。

1点目は電話でもお知らせしましたが、11月19日中学生が逮捕されるという残念な

事象が発生しました。当該中学校に、即指導主事も派遣し、状況確認や今後の対応についての指導・助言にあたりました。それから緊急校（園）長会も設定しまして概要説明と同時に今後お互いに確認すべき点を指示しました。当該校ではPTAの本部役員さんに大変お世話になったということもあり、会議も重ねていただいていることもありまして、翌日になりますが、2回目の本部役員会を持たれたときに、お礼とお詫びを申しあげたいと思って寄せていただいて、ご挨拶をさせていただきました。ありがたかったのは、学校の努力を十分に承知していただいていたということです。そして学校に協力的であったことを大変嬉しく思いました。

2点目は、教職員の長時間勤務の件も大きな課題として捉えているということです。教育理事のほうから実態を分析した具体的な資料をもとにしながら、説明や取り組みの方向性についてご意見もいただきましたが、なかなか効果が目に見えるということにはなりません。しかし、残っていて当たり前のムードから、何とかという気持ちが芽生えて、学校ではささやかではあります、いろいろな取り組みが生まれてきたことについては嬉しく思います。今回の一般質問にも取り上げられていますが、今後も教育委員会としても重点を置かなければならない課題だと思っています。

3点目ですけれども、委員長が言われましたけれども学校再配置基本計画に関しては、学校再配置審査等特別委員会で審議していただいている最中です。去る11月29日特別委員会がありまして、教育次長と出席をいたしました。答弁の前に、全ての学校を回って校長にも懇談されたり、またPTAの役員や区の役員の方々からも直接意見を聞かれる機会を作られるなど、大変な努力をいただいていることへのお礼を述べて、11月16日教育委員会議で話し合ってくださいましたことを中心にお答えしてきました。またこの基本計画につきましては、つい先日まで要請のあった地区で説明をしていること、教育委員会としてはこの（案）は最善だと考えていること、前回10月29日にいただいた各派の意見ですけれども、貴重な意見につきましては、今後の地域での説明会や今後の教育施策に活かしていきたいということを話してきました。そこで議会で方向性が示されたときには、教育委員会でも真剣に論議し、対応について考えていきたいというような内容の挨拶をしてまいりました。あとは、中身の質疑のやり取りが中心でありました。

「平成22年11月動静表」朗読説明

<上羽委員長>

ただいまの教育長報告について、ご質問等ありましたらお願いします。

次に会議録の承認を行います。

第17回の署名委員は文珠委員です。会議録については、すでにお手元に送付していますが、原案のとおり承認してよろしいですか。

<全委員>

了承。

<上羽委員長>

原案どおり承認いたします。

<上羽委員長>

本日の会議録署名委員の指名をいたします。
森委員を指名しますのでお願いします。

<上羽委員長>

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。
議案第92号、「京丹後市教育委員会事務委任規則の一部改正について」を議題とします。
米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

この件につきまして、教育次長から提案します。

<吉岡教育次長>

議案第92号「京丹後市教育委員会事務委任規則の一部改正について」説明をさせていただきます。資料をつけさせていただいておりますので、それをご覧いただきたいと思っております。平成20年2月7日付けで規則の一部改正を行っている際に「第1条」を追加したため、委任事務の除外項目を「第2条」と改正をしましたが、これに伴い第4条第1項の教育長専任事務に規定中「第1条」を「第2条」に改定すべきものができていなかったために今回改正をさせていただくものです。施行日は公布の日からとしています。改正前規則を最後のほうにつけさせていただいておりますが、これが平成16年4月、合併のときに作り直した規則です。その一つ前に現行規則というのがありますが、これと比較していただきたいのですが、改正前の規則の委任事務が第1条に1から14号まで羅列されておりますが、改正後についてはこれが第2条のほうに書かれています。「主旨」が第1条と増えていますので、そちらのほうが第2条となっているのですが、これに伴いまして、改正前の規則第3条、改正後の規則第4条の中に、教育長は第1条各号、改正後については第1条各号がありませんので、第2条の各号が正しいということで訂正をさせていただくものです。今回の改正については以上です。

また、過日、議案発送後、教育委員長からご指摘をいただいた件がありますので、少し説明をさせていただきます。改正文以外の文ですが、第3条教育長は、前条の規定にかかわらず委任された事務について、というものがあまして、第2条のほうに次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任するというのですが、これ以外に委任をする事務が実際にあるのかというご質問を受けたのですが、特に思いあたるようなことはありません。各市町村に同じような委任規則がありますので、確認しますと、同じようなかたちで、もしものときを考えた場合にこのような規定がありますので、本市においても同じようにこれを規定させていただいているということでご理解をいただきたいと思っております。それから、次の第4条の教育長の専決についての文章がありますが、教育長は、第1条が第2条に変わるのですが、第2条各号の事項について緊急処理の必要があり、かつ、教育委員会を招集する暇がないと認められるときは、専決することができるということですが、この文章の書き方が、教育委員会を招集するのは、法律では教育委員長が招集するとあるのですが、教育長が召集するというような読み方ができる文章だというご指摘も受けました。市役所の条例担当に確認しましたら、これでも間違いがないだろうということで、誤解を招きやすい文章のかたちになっているが、それでも差し支えない、このま

までも大丈夫だということを確認させていただきましたので、今までどおりでのかたちでの引続きさせていただきたいと思います。主語は教育長で、教育長が専決することができるという文章ですので、途中の文章についてはその説明書きの文章だということでご理解をいただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

〈上羽委員長〉

議案第92号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈上羽委員長〉

私のほうから一言申しあげておくのですが、先ほど次長のほうからもご説明がありましたように、特に第4条の、第2条各号の事項につきましてということになった場合は、緊急の処理があるというのは、あくまでも教育長の範囲で判断する緊急性があるというふうに理解ができるので、そうすると、教育基本法の問題、2条の委任事務の中で縛っている部分との整合性を考えると、緊急処理の必要性があるというのは、抜かすの宝刀ではないですが、特別な配慮でもって処置しないと、責任は教育長でなく我々にも及ぶということを一言申しあげて、議決に入らせていただきたいと思います。

それではお諮りを致します。議案第92号「京丹後市教育委員会事務委任規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第93号「京丹後市教育長の権限に属する事務の一部を校長に委任する訓令の一部改正について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これについても次長のほうから説明します。

〈吉岡教育次長〉

議案第93号「京丹後市教育長の権限に属する事務の一部を校長に委任する訓令の一部改正について」説明をさせていただきます。これも資料をつけさせていただいていますが、平成19年6月27日付け法律第97号で「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正されまして、教育長の権限に属する事務の一部を校長に委任することができるという法律の規定の条項が一項繰り下がりをしてしまいましたが、それを引用している訓令の規定が改正できていませんでしたので、今回第1条中、「第26条第2項」を「第26条第3項」に改正するものです。なお、訓令は公布という行為がありませんが、施行日を定める必要があることから、施行日は平成23年1月1日からとさせていただいております。資料のほうもご確認ください。一番最

後のページに参考資料をつけさせていただいています。裏のページですが、中段に第26条第2項と書いてある部分がありますが、その三行目に「同項を同条第3項とし」とありまして、これによって引用しておりました同項第2条が第3項となったため、今回の改正をさせていただくということです。項の繰り下がりがあったということで、関係する部分についての法律の改正は内容的にはありませんので、よろしくお願いいたします。

〈上羽委員長〉

議案第93号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈上羽委員長〉

特にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第93号「京丹后市教育長の権限に属する事務の一部を校長に委任する訓令の一部改正について」つきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第94号「公共ホール音楽活性化アウトリーチ・フォーラム事業3グループの演奏者による まごころコンサートに係る後援について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これについても、次長のほうから説明します。

〈吉岡教育次長〉

議案第94号「公共ホール音楽活性化アウトリーチ・フォーラム事業3グループの演奏者による まごころコンサートに係る後援について」でございますが、この事業はアーティストと地域の皆さんとの音楽交流を通して、創造性豊かな地域づくりを目的に、京都府財団法人地域創造、財団法人中丹文化事業団が一緒になり、それぞれのグループが各市町でアウトリーチのコンサートを行っておりますが、その集大成として3グループが一堂に会し、ファイナルコンサートを実施しようとするものです。開催日は平成22年12月18日、会場は京都府中丹文化会館、行事責任者は財団法人京都府中丹文化事業団と京都府、並びに第26回国民文化祭京都府実行委員会でありまして、申請者は第26回国民文化祭京都府実行委員会会長 山田啓二氏であります。以上、後援議案について、よろしくお願いいたします。

〈上羽委員長〉

議案第94号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈上羽委員長〉

特にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第94号「公共ホール音楽活性化アウトリーチ・フォーラム事業3グループの演奏者による「まごころコンサート」に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

以上で本日の議事はすべて終了させていただきました。

続いて5のその他ということで、諸報告、各課報告を順次お願いしたいと思います。

(1) 諸報告

〈吉岡教育次長〉

- ① 「共催」・「後援」申請に係る11月期承認について
- ② 「(仮称)中東和平プロジェクト in 京丹後」実行委員会について

〈教育理事〉

- ① 平成23年度教職員人事異動方針及び実施要綱について

(2) 各課報告

〈教育総務課〉

〈学校教育課〉

- ① 12月学校行事予定について

〈社会教育課〉

- ① 平成22年度第3回京丹後市社会教育委員会議について
- ② 第19回久美浜地域「子どもの主張」発表大会について
- ③ 第46回久美浜湾一周駅伝競走大会について
- ④ 第26回京丹後市はしうど杯卓球選手権大会について
- ⑤ 第50回全国体育指導委員研究協議会について
- ⑥ 平成22年度京都府社会教育研究大会について
- ⑦ 平成22年度京丹後市PTA協議会研究大会について

〈文化財保護課〉

- ① 京丹後市中学校社会科副読本作成委員会の設置について

〈上羽委員長〉

全体を通して、何かご質問がありますか。

ご質問等ないようです。

以上で第18回京丹後市教育委員会定例会を閉会致します。ご苦勞様でした。

〈閉会 午後3時42分〉

[1月定例会 平成22年1月4日(火) 午後1時00分]